

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二により準用する同令
第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和二年一月十七日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰三

公示による通知

旧土地台帳登載名義人（亡）櫻井貞藏（本籍 徳島県阿南市上中町岡四二六番地）の法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

土地収用法第四十六条第二項の規定に基づき右記の者に通知すべき左記書類は、当収用
委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和二年一月九日付け徳収第一〇四号「審理の開始について（通知）」の書類
（注意）右記書類を受領しないときは、令和二年二月三日をもってその書類の送達があつ
たものとみなされます。